

## 株 主 各 位

東京都港区南麻布二丁目10番2号  
株式会社ジー・スリーホールディングス  
代表取締役兼  
最高管理責任者(CFO) 長 倉 統 己

### 第6期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第6期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年11月28日（月曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

#### 記

1. 日 時 平成28年11月29日（火曜日）午前10時

（開催日が前回定時株主総会の日（平成28年1月5日）に相当する日と離れていますのは、前回定時株主総会は招集通知の発送予定日までに会計監査人による監査が未了であったことから、当初予定しておりました開催日を延期したためであります。）

2. 場 所 東京都品川区東品川二丁目3番15号  
第一ホテル東京シーフォート3階  
「ハーバーサーカス」宴会場  
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

#### 3. 目 的 事 項 報 告 事 項

- 第6期（平成27年9月1日から平成28年8月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第6期（平成27年9月1日から平成28年8月31日まで）計算書類報告の件

#### 決 議 事 項

- |       |                                        |
|-------|----------------------------------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件                               |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件              |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件                      |
| 第4号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件            |
| 第5号議案 | 監査等委員である取締役の報酬額設定の件                    |
| 第6号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する株式報酬等の額及び内容決定の件 |
| 第7号議案 | 監査等委員である取締役に対する株式報酬等の額及び内容決定の件         |

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.g3holdings.com/>）に掲載させていただきます。

## (提供書面)

# 事業報告

(平成27年9月1日から  
平成28年8月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、企業収益や雇用情勢の改善等を背景とした緩やかな回復基調が見られるものの、為替や株価の不安定な動きにより先行きの不透明感を伴う状況で推移しております。

一方、訪日外国人観光客の増加によるインバウンド消費の拡大は依然として続いており、サービス・小売業を中心とした経済効果が見込まれております。

当社グループは、事業子会社の株式を100%保有し、グループ全体の経営戦略及び管理業務（財務・経理・総務・人事・情報システム）を担うとともに、平成28年4月より事業部門として、エネルギー関連分野における投資効率を踏まえた資産運用の観点から、電力会社に対する売電事業及び未着工太陽光発電所の買取事業を行っている当社と、店舗展開を中心としたコンセプトマーケティングショップ事業とプロデュース、ディレクション、プロモーションや自社マスターライセンスのビューティ&コスメブランドにてビジネスアライアンス事業を展開している株式会社SBY（以下「SBY」という。）、及び太陽光発電等環境関連事業を展開している株式会社エコ・ボンズ（以下「エコ・ボンズ」という。）からなる持株会社体制をとっております。

当社グループを取巻く環境といたしましては、SBYが展開するビジネスアライアンス事業とコンセプトマーケティングショップ事業につきましては、独自に収集分析したトレンド情報を活用し、主にC2（13～19歳）及びF1（20～34歳）層の女性を主なターゲットとしております。

当市場の多くは独身者であり時間のゆとりがあること、また、家族世帯者より自由に消費に使える金額が多いため、景気悪化の影響を受けにくいものの、流行に敏感な市場でもあります。

当社及びエコ・ボンズが展開する環境関連事業につきましては、再生可能エネルギーの利用促進、環境負担軽減への貢献等の観点から事業成長の可能

性がある分野であり、当社グループの中核事業として収益貢献に寄与するものと判断して事業展開を行っております。

なお、当社は、平成27年10月26日に受領した第三者委員会による調査報告書において指摘された子会社の営業取引、及び当社のコーポレートガバナンスへの指摘を厳粛に受け止め、平成28年1月5日の第5期定時株主総会決議による経営体制の変更により、平成28年1月29日には当該問題に対する具体的な再発防止策を策定し、また平成28年2月17日にはコーポレートガバナンス・コードに関する当社の取り組みを公表する等、いずれの事業におきましても、厳格なガバナンス体制のもと推進しております。

このような環境の中、当連結会計年度におきましては、売上高は2,760百万円（前期比108.0%増）、営業利益は299百万円（前期は営業損失117百万円）、経常利益は272百万円（前期は経常損失141百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益は253百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失190百万円）と大幅な増収増益を達成することができました。

当連結会計年度におけるセグメントの概況は以下のとおりであります。

#### （1）ビジネスアライアンス事業

ビジネスアライアンス事業につきましては、SBYにて展開しており、独自に収集分析したトレンド情報を活用し、主にC2（13～19歳）及びF1（20～34歳）層の女性を主なターゲットとして事業を展開している企業様を総合的にプロデュースするプラットフォームを提供しております。

当市場の多くは独身者であり時間のゆとりがあること、また、家族世帯者より自由に消費に使える金額が多いため、景気悪化の影響を受けにくいものの、流行に敏感な市場でもあります。

当連結会計年度におきましては、これまでロイヤリティ収入により収益に大きく貢献しておりました、SBYがライセンスを供与し販売されているDiamond Lash（つけまつげ）は業界TOPシェアを維持はしているものの、市場全体の落ち込みが顕著であり、一方、新たにDiamond Lashから初の「コスメコンタクト®レンズ」を平成27年12月16日から発売したことにより、収益貢献に寄与しております。

この結果、ビジネスアライアンス事業の売上高は611百万円（前期比6.4%減）、セグメント利益（営業利益）は6百万円（前期はセグメント損失14百万円）となりました。

#### （2）コンセプトマーケティングショップ事業

コンセプトマーケティングショップ事業につきましては、SBYにて展開しており、C2（13～19歳）及びF1（20～34歳）層の女性を主なターゲットと

して日本を代表する流行最先端都市「渋谷」＝SBY（SHIBUYA）をブランドネームとし、その中核店舗は「アタラシモノ発見☆カフェ」をコンセプトにSHIBUYA109で運営しており、訪日外国人観光客の増加によるインバウンド消費の拡大も恩恵を受けております。

またコスメに特化した「WoMANiA」も展開しており、当連結会計年度において「SBY」として直営4店舗（渋谷、阿倍野、鹿児島、町田）、及び「WoMANiA」として直営1店舗（梅田）を展開しております。

同事業は単なる店舗販売事業ではなく、最先端の情報が揃う店舗型の情報発信スペースであり、流行に敏感な女性の心を掴み、夢中にさせる総合エンターテインメントを追求することにより、SBYから生まれた情報・商品がメディアや流通等のインフラに乗り、全国へ/世界へ発信されております。

この結果、コンセプトマーケティングショップ事業の売上高は645百万円（前期比5.5%増）、セグメント利益（営業利益）は43百万円（前期はセグメント損失7百万円）となりました。

### （3）環境関連事業

環境関連事業におきましては、当社及びエコ・ボンズにて展開しております。

エコ・ボンズにおいては、太陽光発電用地に加え、固定価格買取制度の適用を受けるための経済産業省による設備認定、及び電気事業法に規定する一般電気事業者（電力会社）からの許認可による発電事業者の権利（発電設備を電力会社の電力系統に接続する権利）を取得することで、用地及び認定・権利を原則不可分一体なものとして、運用会社に売却あるいは賃貸を行い、併せて運用会社への太陽光発電事業のコンサルティング、また太陽光電池モジュール及び周辺機器等太陽光発電商材の販売を行うことをビジネスモデルとして展開しております。

また、当社においては、エネルギー関連分野における投資効率を踏まえた資産運用の観点から、電力会社に対する売電事業及び未着工太陽光発電所の買取事業を行うことをビジネスモデルとして展開しております。

同事業におきましては、積極的な営業展開を推進するとともに、平成27年8月期における一部の営業取引において、仕入れに伴う地位譲渡、土地売買、地上権譲渡、土地造成業務委託に係る支払額相当を仕掛販売用不動産、商品売買に係る支払相当額を仮払金として処理し、販売に伴う入金額相当を仮受金処理としておりましたが、当該営業取引のうち、売却先及び最終発電事業者の状況において、商品納品状況、不動産登記情報、契約書確認等、客観的証拠により取引として完結したと看做される取引においては、平成28年8月期

までに収益認識をしております。

この結果、環境関連事業の売上高は1,503百万円（前期は62百万円）、セグメント利益（営業利益）は410百万円（前期は39百万円）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は73百万円で、その主なものは次のとおりであります。

イ. 当連結会計年度中に完成した主要設備

当社 G 3 H D 第 1 熊谷太陽光発電設備建設による建物及び構築物、株式会社 S B Y SHIBUYA109店リニューアルによる建物及び構築物

ロ. 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充

特記すべき該当事項はありません。

ハ. 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

特記すべき該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

当期の資金調達につきましては、自己株式の処分による株式売出しを行い、総額48百万円の資金調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 財産及び損益の状況

| 区 分                                                  | 第3期<br>(平成25年8月期) | 第4期<br>(平成26年8月期) | 第5期<br>(平成27年8月期) | 第6期<br>(当連結会計年度)<br>(平成28年8月期) |
|------------------------------------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------------------|
| 売上高 (千円)                                             | 1,456,089         | 1,510,653         | 1,327,406         | 2,760,571                      |
| 経常利益<br>又は経常損失(△) (千円)                               | 27,334            | 29,579            | △141,253          | 272,988                        |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益<br>又は親会社株主に帰属<br>する当期純損失(△) (千円) | 42,069            | 11,673            | △190,025          | 253,861                        |
| 1株当たり当期純利益<br>又は1株当たり<br>当期純損失(△) (円)                | 0.81              | 0.21              | △3.27             | 3.89                           |
| 総資産 (千円)                                             | 660,246           | 893,371           | 1,609,799         | 1,382,190                      |
| 純資産 (千円)                                             | 401,282           | 487,818           | 650,102           | 953,878                        |
| 1株当たり純資産額 (円)                                        | 7.45              | 8.78              | 10.05             | 14.48                          |

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名         | 資 本 金    | 当社の議決権比率 | 主 要 な 事 業 内 容                          |
|---------------|----------|----------|----------------------------------------|
| 株 式 会 社 S B Y | 65,000千円 | 100.0%   | ビジネスアライアンス事業<br>コンセプトマーケティングショ<br>ップ事業 |
| 株式会社エコ・ボンズ    | 10,000千円 | 100.0%   | 環境関連事業                                 |

#### (4) 対処すべき課題

当社グループは、環境関連事業、ビジネスアライアンス事業及びコンセプトマーケティングショップ事業として、収益の拡大のために事業展開の幅を広げてまいりますが、同事業においては、新規参入も増加し、将来的には他社との競合が激化していく可能性もあります。

このような環境の中、当社では対処すべき課題として以下のことに取り組んでおります。

##### ① 積極的な投資の実施

当社グループは、安定した収益の確保並びに今後の成長発展を図るべく、M&A、子会社設立、資本業務提携等を積極的に行う必要があると考えております。

そのためには、当社グループが保有するサービスノウハウをグループ内及び他社と相互に補完しあうことにより、ビジネスの可能性が広がるような投資施策を検討してまいります。

##### ② 人的資産の強化

当社グループは、ガバナンスを強化し、コンプライアンスを遵守した当社グループ独自のポジショニングを継続して保ち続けるためには、企画担当者、営業担当者及び拡大する組織に対応するための管理並びに内部統制担当者を中心とする人的資産の強化が必要であると考えております。

そのためには、常に魅力ある情報発信に携われるような環境を用意することにより、優秀な人材を惹きつけられる存在であり続けることが重要であると考えております。

##### ③ 内部管理体制の強化とコーポレート・ガバナンスの充実

当社グループは、平成27年10月26日に受領した第三者委員会による調査報告書において指摘された子会社の営業取引、及び当社のコーポレートガバナンスへの指摘を厳粛に受け止め、平成28年1月29日には当該問題に対する具体的な再発防止策を策定し、また平成28年2月17日にはコーポレートガバナンス・コードに関する当社の取り組みを公表する等、いずれの事業におきましても、厳格なガバナンス体制のもと推進しておりますが、引き続き、内部管理体制の更なる強化とコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ることが重要であると考えております。

(5) 主要な事業内容（平成28年8月31日現在）

| 事業区分               | 事業内容                                                                        | 会社名                                                                                    |
|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| ビジネスアライアンス事業       | 主に、若年女性層に向けて事業を展開している企業様向けにプロデュース・ディレクション・プロモーション・マーケティング事業を展開しております。       | 株式会社S B Y                                                                              |
| コンセプトマーケティングショップ事業 | 主に、店舗販売事業の他、最先端の情報が揃う店舗型の情報発信スペースとして展開しております。                               | 株式会社S B Y                                                                              |
| 環境関連事業             | 主に、太陽光パネル、太陽光発電システムの施工販売、太陽光発電システム導入のためのコンサルタント業務、太陽光発電事業用地の仕入れ販売を展開しております。 | 株式会社ジー・スリー<br>ホールディングス<br>株式会社エコ・ボンズ<br>ジー・スリーエコエナ<br>ジー合同会社<br>ジー・スリーエコエナ<br>ジーツー合同会社 |

(6) 主要な事業所（平成28年8月31日現在）

|                     |          |
|---------------------|----------|
| 当 社                 | 本社：東京都港区 |
| 株 式 会 社 S B Y       | 本社：東京都港区 |
| 株 式 会 社 エ コ ・ ボ ン ズ | 本社：東京都港区 |

(7) 使用人の状況（平成28年8月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 事業区分                   | 使用人数    | 前連結会計年度末比増減 |
|------------------------|---------|-------------|
| ビジネスアライアンス事業           | 8 (-)   | 3名減 (-)     |
| コンセプトマーケティングシ<br>ョップ事業 | 13 (31) |             |
| 環境関連事業                 | 3 (-)   | 2名増 (-)     |
| 全社（共通）                 | 4 (-)   | 2名減 (-)     |
| 合 計                    | 28 (31) | 3名減 (-)     |

- (注) 1. 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、当連結会計年度の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている使用人数は、当社の使用人数であります。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 4名   | 2名減       | 34.5歳 | 2.6年   |

- (注) 1. 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であります。
2. 平均勤続年数の算定にあたっては、株式会社コネクトテクノロジーズにおける勤続年数を通算しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成28年8月31日現在）

| 借入先          | 借入額       |
|--------------|-----------|
| 株式会社商工組合中央金庫 | 38,530 千円 |
| 株式会社大垣共立銀行   | 4,400     |
| 株式会社新銀行東京    | 7,500     |
| 岐阜信用金庫       | 3,582     |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成28年8月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 184,000,000株
- ② 発行済株式の総数 73,508,601株
- ③ 株主数 10,286名
- ④ 大株主

| 株 主 名                                              | 持 株 数       | 持 株 比<br>率 |
|----------------------------------------------------|-------------|------------|
| エ コ ・ キ ャ ピ タ ル 合 同 会 社                            | 18,500,000株 | 28.12%     |
| 株 式 会 社 エ ス ア ン ド ピ ー                              | 10,820,900  | 16.45      |
| 株 式 会 社 J J E H D                                  | 2,674,400   | 4.06       |
| 株 式 会 社 J T コ ン サ ル テ ィ ン グ                        | 2,500,000   | 3.80       |
| 株 式 会 社 サ ン ラ イ フ コ ー ポ レ ー シ ョ ン                  | 2,500,000   | 3.80       |
| 株 式 会 社 プ ラ ザ 開 発                                  | 2,500,000   | 3.80       |
| 矢 吹 満                                              | 950,100     | 1.44       |
| 日 本 証 券 金 融 株 式 会 社                                | 594,400     | 0.90       |
| 西 谷 茂 樹                                            | 573,300     | 0.87       |
| CHASE MANHATTAN BANK GTS<br>CLIENTS ACCOUNT ESCROW | 383,000     | 0.58       |

- (注) 1. 当社は自己株式を7,714,000株保有しておりますが、上記大株主からは除外しておりません。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
3. 株主名簿管理人より取得した株主名簿の記載、及びEDINETに提出された「大量保有報告書」の閲覧により把握した大株主を記載しております。

## (2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において、当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

| 名 称                                                  | 第9回新株予約権                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 発行新株予約権の総数                                           | 45,000個                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 保有人数<br>当社取締役（社外取締役を除く）<br>当社社外取締役（社外役員に限る）<br>当社監査役 | 2名<br>3名<br>一名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 新株予約権の目的である株式の種類及び数                                  | 4,500,000株                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 新株予約権の発行価額                                           | 総額810,000円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額                               | 総額54,810,000円<br>内訳 新株発行による調達額 810,000円<br>新株予約権による調達額 54,000,000円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 新株予約権の行使期間                                           | 平成28年12月1日から平成31年11月30日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 新株予約権の主な行使条件                                         | <p>・新株予約権者は、平成28年8月期及び平成29年8月期の各事業年度にかかる当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済の当社連結損益計算書において、営業利益が次の各号に掲げる条件を満たしている場合に、割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生じる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は、合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。</p> <p>(a) 平成28年8月期の営業利益が200万円以上の場合<br/>新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の2分の1を当該条件を満たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。</p> <p>(b) 平成29年8月期の営業利益が200万円以上の場合<br/>新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の2分の1を当該条件を満たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。</p> |

② 当事業年度中に当社使用人、子会社役員及び使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

| 名 称                                                                    | 第9回新株予約権                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 発行新株予約権の総数                                                             | 13,000個                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 交付人数<br>当社使用人(当社の役員を兼ねている者を除く)<br>当社の子会社の役員及び使用人(当社の役員又は使用人を兼ねている者を除く) | 一名<br>3名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 新株予約権の目的である株式の種類及び数                                                    | 1,300,000株                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 新株予約権の発行価額                                                             | 総額234,000円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額                                                 | 総額15,834,000円<br>内訳 新株発行による調達額 234,000円<br>新株予約権による調達額 15,600,000円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 新株予約権の行使期間                                                             | 平成28年12月1日から平成31年11月30日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 新株予約権の主な行使条件                                                           | <p>・新株予約権者は、平成28年8月期及び平成29年8月期の各事業年度にかかる当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済の当社連結損益計算書において、営業利益が次の各号に掲げる条件を満たしている場合に、割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生じる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は、合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。</p> <p>(a) 平成28年8月期の営業利益が200万円以上の場合<br/>新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の2分の1を当該条件を満たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。</p> <p>(b) 平成29年8月期の営業利益が200万円以上の場合<br/>新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の2分の1を当該条件を満たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。</p> |

③ その他新株予約権等の状況  
該当事項はありません。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役及び監査役の状況（平成28年8月31日現在）

| 会社における地位  | 氏 名       | 担当及び重要な兼職の状況                                           |
|-----------|-----------|--------------------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役 | 長 倉 統 己   | 最高管理責任者（ＣＦＯ）                                           |
| 取 締 役 社 長 | 奥 田 泰 司   | 最高事業責任者（ＣＯＯ）                                           |
| 取 締 役     | 名 越 陽 子   | 中京市民法律事務所（在職）                                          |
| 取 締 役     | 松 山 昌 司   | 松山公認会計士事務所所長<br>あすなろ監査法人代表社員<br>株式会社ファステップス取締役         |
| 取 締 役     | 近 藤 恵 理 子 | 株式会社グローブリンク代表取締役社長                                     |
| 常 勤 監 査 役 | 水 野 明 男   |                                                        |
| 監 査 役     | 本 間 周 平   | プラス会計事務所所長<br>共立パートナーズ株式会社代表取締役<br>有限会社ベストアカウンタンツ代表取締役 |
| 監 査 役     | 松 本 卓 也   | 阿部・井窪・片山法律事務所パートナー                                     |
| 監 査 役     | 西 澤 拓 哉   | 西澤公認会計士事務所所長                                           |

- (注) 1. 取締役名越陽子氏、取締役松山昌司氏及び取締役近藤恵理子氏は、社外取締役であります。
2. 監査役本間周平氏、監査役松本卓也氏及び監査役西澤拓哉氏は、社外監査役であります。
3. 監査役本間周平氏、監査役松本卓也氏及び監査役西澤拓哉氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・監査役本間周平氏及び監査役西澤拓哉氏は、公認会計士の資格を有しております。
  - ・監査役松本卓也氏は、弁護士資格を有し、専門的見地からの知識及び経験が豊富であります。
4. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当社と取締役名越陽子氏、取締役松山昌司氏、取締役近藤恵理子氏、監査役本間周平氏、監査役松本卓也氏、監査役西澤拓哉氏は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

| 氏名   | 退任日        | 退任理由 | 退任時の地位・担当<br>及び重要な兼職の状況 |
|------|------------|------|-------------------------|
| 川倉歩  | 平成27年11月2日 | 辞任   | 取締役<br>株式会社ジェンス代表取締役    |
| 矢上蒔  | 平成27年11月2日 | 辞任   | 取締役                     |
| 朝田裕之 | 平成27年11月2日 | 辞任   | 社外監査役（常勤）               |
| 菊本雅文 | 平成28年1月5日  | 辞任   | 社外監査役<br>株式会社ブラフ代表取締役   |
| 納谷正勝 | 平成28年1月5日  | 辞任   | 社外監査役                   |

③ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分        | 員 数       | 報 酬 等 の 額           |
|------------|-----------|---------------------|
| 取（うち社外取締役） | 7名<br>(3) | 43,500千円<br>(6,600) |
| 監（うち社外監査役） | 7<br>(6)  | 14,122<br>(9,200)   |
| 合（うち社外役員）計 | 14<br>(9) | 57,622<br>(15,800)  |

- （注） 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成23年11月29日開催の第1回定時株主総会において、年額200,000千円以内と定められております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成23年11月29日開催の第1回定時株主総会において、年額100,000千円以内と定められております。
4. 当事業年度末日現在の取締役は5名（うち社外取締役は3名）、監査役は4名（うち社外監査役は3名）であります。上記の取締役の支給人員と相連しておりますのは、平成27年11月2日に辞任により退任した取締役2名（うち社外取締役0名）、監査役1名（うち社外監査役1名）及び平成28年1月5日に辞任により退任した監査役2名（うち社外監査役2名）が含まれるためであります。
- ロ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金
- 該当事項はありません。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役名越陽子氏は、中京市民法律事務所に所属の弁護士であります。当社と中京市民法律事務所との間には特別の関係はありません。
- ・取締役松山昌司氏は、松山公認会計事務所所長、あすなろ監査法人の代表社員及び株式会社ファステップスの取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役近藤恵理子氏は、株式会社グローブリンクの代表取締役社長であります。当社と株式会社グローブリンクとの間には特別の関係はありません。
- ・監査役菊本雅文氏は、株式会社ブラフの代表取締役であります。当社と株式会社ブラフとの間には特別の関係はありません。
- ・監査役本間周平氏は、プラス会計事務所所長、共立パートナーズ株式会社の代表取締役及び有限会社ベストアカウンタンツの代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役松本卓也氏は、阿部・井窪・片山法律事務所に所属のパートナー弁護士であります。当社と阿部・井窪・片山法律事務所との間に特別の関係はありません。
- ・監査役西澤拓哉氏は、西澤公認会計士事務所の所長であります。当社と西澤公認会計士事務所との間には特別の関係はありません。

ロ、当事業年度における主な活動状況

|             | 出席状況及び発言状況                                                                      |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 名 越 陽 子 | 当事業年度に開催された取締役会23回のうち21回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。                             |
| 取締役 松 山 昌 司 | 平成28年1月5日就任以降、当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。               |
| 取締役 近 藤 恵理子 | 平成28年1月5日就任以降、当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。               |
| 監査役 朝 田 裕 之 | 当事業年度において、平成27年11月2日退任までに開催された取締役会2回のうち2回に出席し、議案審議等に参加しております。                   |
| 監査役 菊 本 雅 文 | 当事業年度において、平成28年1月5日退任までに開催された取締役会9回のうち7回、監査役会4回のうち2回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 |
| 監査役 納 谷 正 勝 | 当事業年度において、平成28年1月5日退任までに開催された取締役会9回のうち5回、監査役会4回のうち3回に出席し、議案審議等に参加しております。        |
| 監査役 本 間 周 平 | 平成28年1月5日就任以降、当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査役会11回のうち11回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 |
| 監査役 松 本 卓 也 | 平成28年1月5日就任以降、当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回、監査役会11回のうち11回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 |
| 監査役 西 澤 拓 哉 | 平成28年1月5日就任以降、当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回、監査役会11回のうち11回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 |

(注) 上記取締役会のほか、会社法第370条及び当社定款第24条に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が9回ありました。

ハ、再発防止策に関する対応の概要

当社は、平成27年9月24日付「第三者委員会設置に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、当社100%子会社である株式会社エコ・ボンズの平成27年8月期における営業取引につき、当該取引の適正・妥当な会計処理を行うために調査分析することが必要であると判断し、当社と利害関係を有しない中立・公正な外部の専門家から構成される第三者委員会を設置し、平成27年10月26日付「第三者委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、調査の結果判明した事実関係及び問題点の指摘と再発防止のための提言を目的とする調査報告書を受領いたしました。

在任していた社外取締役名越陽子氏は、本件発生まで当該事実を認識しておりませんでした。従来より取締役会等において法令遵守の徹底を求め、注意喚起を行って

おりました。本件発生後は、内部統制の更なる強化を要請し、独立した立場から再発防止に向けた提言を行いました。また、平成28年1月5日に社外取締役会議長に就任し、ガバナンスの強化を踏まえた当社の再発防止策の実施の管理・監督、及び適切な取締役会議事進行を実施しており、その職責を果たしております。

社外取締役松山昌司氏は、本件発生後、第三者委員会委員、経営改革委員会委員長に就任し、積極的に調査にあたるとともに、内部統制の更なる強化を要請し、独立した立場から再発防止に向けた提言を行いました。また、社外取締役に就任して以降、ガバナンスの強化を踏まえた当社の再発防止策の実施の管理・監督、及び的確な発言等を適宜行っており、その職責を果たしております。

社外取締役近藤恵理子氏並びに社外監査役本間周平氏及び松本卓也氏は、本件発生後、経営改革委員会委員に就任し、内部統制の更なる強化を要請し、独立した立場から再発防止に向けた提言を行いました。また、社外取締役又は社外監査役に就任して以降、ガバナンスの強化を踏まえた当社の再発防止策の実施の管理・監督、及び的確な発言等を適宜行っており、その職責を果たしております。

社外監査役西澤拓哉氏は、本件発生後、仮監査役（一時監査役職務代行者）に就任し、内部統制の更なる強化を要請し、独立した立場から再発防止に向けた提言を行いました。また、社外監査役に就任して以降、ガバナンスの強化を踏まえた当社の再発防止策の実施の管理・監督、及び的確な発言等を適宜行っており、その職責を果たしております。

#### (4) 会計監査人の状況

- ① 名称 監査法人ハイビスカス

(注) 当社の会計監査人であったアーク監査法人（現 明治アーク監査法人）は平成28年1月5日開催の第5期定時株主総会終結の時をもって退任致しました。

- ② 報酬等の額

|                                     | 報 酬 等 の 額 |
|-------------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 18,000千円  |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 18,000千円  |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて、必要な検討を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

- ③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

- ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

なお、平成28年11月29日開催予定の第6期定時株主総会でご承認いただき、当社が監査等委員会設置会社に移行しました際には、本方針について見直しを行います。

- ⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、会計監査人との間において職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約による損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

## (5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社並びに子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 当社並びに子会社の取締役及び使用人は、社会倫理、法令、定款及び各種社内規程等を遵守するとともに、適正かつ健全な企業活動を行う。また、代表取締役をはじめとする取締役会は、企業倫理・法令遵守を社内に周知徹底する。
  - (2) 取締役会は、取締役会規程の定めに従い、法令及び定款に定められた事項並びに重要な業務に関する事項の決議を行うとともに、当社並びに子会社の取締役からの業務執行状況に関する報告を受け、当社並びに子会社の取締役の業務執行を監督する。
  - (3) 取締役会は、取締役会規程、職務権限規程等の職務の執行に関する社内規程を制定し、当社並びに子会社の取締役及び使用人は、法令、定款及び定められた社内規程に従い業務を執行する。
  - (4) 当社並びに子会社の取締役及び使用人による業務執行が、法令、定款及び定められた社内規程に違反することなく適正に行われていることを確認するために、監査役会による監査を実施する。
  - (5) 代表取締役兼最高管理責任者直轄の内部監査室を設置し、当社並びに子会社各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役兼最高管理責任者及び監査役に報告する。また、法令違反その他法令上疑義のある行為等については、社内報告体制として内部通報制度を構築し運用するものとし、社外からの通報については、経営管理本部を窓口として定め、適切に対応する。
  - (6) コンプライアンスの状況は、当社並びに子会社各部門の責任者が参加する経営会議等を通じて取締役及び監査役に対し報告を行う。各部門の責任者は、部門固有のコンプライアンス上の課題を認識し、法令遵守体制の整備及び推進に努める。
- ② 当社並びに子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - (1) 当社並びに子会社の取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び文書管理規程、職務権限規程等に基づき、適切に保存及び管理する。

- (2) 当社並びに子会社の取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。
- ③ 当社並びに子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (1) 取締役会は、当社並びに子会社のコンプライアンス、個人情報、品質、セキュリティ及びシステムトラブル等の様々なリスクに対処するため、社内規程を整備し、定期的に見直すものとする。
- (2) リスク情報等については、当社並びに子会社各部門の責任者より取締役及び監査役に対し報告を行う。個別のリスクに対しては、それぞれの担当部署にて、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社の対応は経営管理本部が行うものとする。
- (3) 不測の事態が発生した場合には、代表取締役兼最高管理責任者指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて顧問法律事務所等の外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。
- (4) 内部監査室は、当社並びに子会社各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役兼最高管理責任者に報告するものとし、取締役会において定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
- ④ 当社並びに子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1) 当社は、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化を行い、当社並びに子会社における執行責任の明確化及び業務執行の迅速化を図る。
- (2) 当社並びに子会社の取締役の職務執行が、効率的に行われていることを確保する体制の基礎として、定時取締役会を月一回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を適時開催し、法令に定められた事項のほか、経営理念、経営方針、経営計画及び年次予算を含めた経営目標の策定並びに業務執行の監督等を行う。当社並びに子会社各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。
- (3) 当社は、子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、子会社の取締役の職務執行が適正かつ効率的な運営に資することを確認するために、定例の会議を開催して経営数値その他の重要な情報について定期的な経営報告を義務付け、必要に応じて当社の取締役が助言と指導を行う。

- ⑤ 当社並びに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1) 当社は、子会社の経営について、重要な事項については事前に協議し、経営内容を的確に把握するために、報告事項を定め定期的に報告を求める。
  - (2) 子会社における経営上の重要事項については、当社取締役会で協議し承認する。また、グループ全体での会議を定期的に開催して、子会社の業務効率化、法令遵守、諸法令改正への対応、リスク管理等についての意見交換や情報交換を行う。
  - (3) 子会社のコンプライアンス体制及びリスク管理等は、経営管理本部が統括管理し、全体のリスク管理について定める規程を策定し、その規程において子会社にリスクマネジメントを行うことを求める。
  - (4) 子会社は、社会的な要請に応える適法かつ公正な業務に努める体制を構築する。また監査については、監査役及び内部監査室が監査規程に基づき実施する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、並びにその使用人の当社取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (1) 監査役会からその職務を補助すべき使用人を求められた場合、当該使用人を置くこととし、監査役は監査業務に必要な事項を指示することができる。
  - (2) 当該使用人はその指示に関して監査役の指揮命令に従い、取締役、部門責任者の指揮命令を受けないものとし、その人事に関しては監査役会の同意を必要とする。
- ⑦ 当社並びに子会社の取締役及び使用人が、当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- 当社並びに子会社の取締役及び使用人は、当社の監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、社内通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。
- ⑧ 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社並びに子会社は、監査役への社内通報について、通報者が不利益な扱いを受けることを禁止し、通報者を保護することとする。

- ⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対して、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、監査役会規則及び監査役監査基準に基づき、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。なお、監査役は、当該費用の支出に当ってはその効率性及び適正性に留意するものとする。

- ⑩ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、監査役会規則及び監査役監査基準に則り、取締役会のほか、必要に応じて重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、当社並びに子会社の取締役及び使用人は説明を求められた場合には、監査役に対して詳細に説明することとする。
- (2) 監査役は、内部監査室及び経営管理本部と連携を図るとともに、代表取締役兼最高管理責任者及び会計監査人と定期的な意見交換を行い、財務報告の適正性について確認するものとする。

- ⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 当社並びに子会社は、財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの整備を経営上の最重要事項の一つと位置付け、内部統制システムの整備運用状況を評価し、財務報告の信頼性確保を推進する。
- (2) 当社並びに子会社は、財務報告における虚偽記載リスクを低減し、未然に防ぐよう管理することで、内部統制が有効に機能する体制構築を図る。
- (3) 当社並びに子会社は、財務報告の信頼性を確保するために、経営管理本部を中心に、業務プロセスのリスク評価を継続的に実施するとともに、評価結果を取締役会に報告する。
- (4) 当社並びに子会社の財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他の法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。

⑫ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (1) 反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを各種社内規程等に明文化するとともに取引規約に暴力団排除条項を導入する。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。
- (2) 経営管理本部を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行う。また、当社並びに子会社の役員及び使用人が基本方針を遵守するよう教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図る。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

- ① 当期（平成27年9月1日から平成28年8月31日）においては、定例取締役会12回の他、書面決議を含めた取締役会は20回開催し、取締役及び監査役の情報共有と当社グループの経営管理の充実に努めました。
- ② リスク管理については、不測の事態が発生した場合には、代表取締役兼最高管理責任者指揮下のもと対策措置を講じ、弁護士等外部の専門機関とともに迅速に対応する体制を整えております。
- ③ 財務報告に係る内部統制の評価については、決算・財務報告プロセス体制整備チェックリストに基づき、決算財務プロセスの検討を実施しております。

当社は、平成27年10月26日付で第三者委員会から受領した調査報告書において指摘された問題点を厳粛に受け止め、平成28年1月29日には当該問題に対する具体的な再発防止策を策定し、また平成28年2月17日にはコーポレートガバナンス・コードに関する当社の取り組みを公表する等、いずれの事業におきましても、厳格なガバナンス体制のもと推進しております。

(7) 会社の支配に関する基本方針

会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

重要な事項と認識しており、継続的に検討をしておりますが、現時点では買収防衛策の導入決定には至っておりません。

# 連 結 貸 借 対 照 表

(平成28年 8 月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目               | 金 額       | 科 目                          | 金 額       |
|-------------------|-----------|------------------------------|-----------|
| (資 産 の 部)         |           | (負 債 の 部)                    |           |
| 流 動 資 産           | 968,301   | 流 動 負 債                      | 331,201   |
| 現 金 及 び 預 金       | 567,948   | 買 掛 金                        | 70,524    |
| 受取手形及び売掛金         | 70,699    | 1 年 内 返 済 予 定 の<br>長 期 借 入 金 | 32,642    |
| 商 品 及 び 製 品       | 82,662    | 未 払 金                        | 25,746    |
| 仕掛販売用不動産          | 42,468    | 前 受 金                        | 158,661   |
| 原材料及び貯蔵品          | 595       | 未 払 法 人 税 等                  | 5,507     |
| 前 渡 金             | 73,774    | 繰 延 税 金 負 債                  | 2,418     |
| 未 収 入 金           | 71,306    | 移 転 費 用 引 当 金                | 12,000    |
| 繰 延 税 金 資 産       | 53,008    | そ の 他                        | 23,702    |
| そ の 他             | 31,836    | 固 定 負 債                      | 97,110    |
| 貸 倒 引 当 金         | △25,999   | 長 期 借 入 金                    | 21,370    |
| 固 定 資 産           | 413,889   | 繰 延 税 金 負 債                  | 9,793     |
| 有 形 固 定 資 産       | 111,303   | 長 期 前 受 収 益                  | 945       |
| 建 物 及 び 構 築 物     | 30,623    | 長 期 設 備 関 係 未 払 金            | 65,002    |
| 工 具、器 具 及 び 備 品   | 8,697     | 負 債 合 計                      | 428,312   |
| 機 械 装 置 及 び 運 搬 具 | 58,217    | (純 資 産 の 部)                  |           |
| 土 地               | 13,764    | 株 主 資 本                      | 952,834   |
| 無 形 固 定 資 産       | 10,061    | 資 本 金                        | 793,085   |
| そ の 他             | 10,061    | 資 本 剩 余 金                    | 414,375   |
| 投 資 そ の 他 の 資 産   | 292,524   | 利 益 剩 余 金                    | 92,503    |
| 長 期 未 収 入 金       | 9,330     | 自 己 株 式                      | △347,130  |
| 出 資 金             | 200,060   | 新 株 予 約 権                    | 1,044     |
| 敷 金 及 び 保 証 金     | 78,609    | 純 資 産 合 計                    | 953,878   |
| 繰 延 税 金 資 産       | 272       | 負 債 純 資 産 合 計                | 1,382,190 |
| そ の 他             | 6,772     |                              |           |
| 貸 倒 引 当 金         | △2,518    |                              |           |
| 資 産 合 計           | 1,382,190 |                              |           |

# 連結損益計算書

(平成27年9月1日から)  
(平成28年8月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目             | 金       | 額         |
|-----------------|---------|-----------|
| 売上高             |         | 2,760,571 |
| 売上原価            |         | 1,773,372 |
| 売上総利益           |         | 987,199   |
| 販売費及び一般管理費      |         | 687,961   |
| 営業利益            |         | 299,238   |
| 営業外収益           |         |           |
| 受取利息            | 75      |           |
| 償却債権取立益         | 330     |           |
| 違約金収入           | 1,000   |           |
| その他の            | 144     | 1,550     |
| 営業外費用           |         |           |
| 支払利息            | 1,849   |           |
| 貸倒引当金繰入額        | 18,324  |           |
| 支払手数料           | 6,597   |           |
| その他の            | 1,029   | 27,800    |
| 経常利益            |         | 272,988   |
| 特別利益            |         |           |
| 固定資産売却益         | 28      |           |
| 主要株主株式短期売買利益返還益 | 3,475   |           |
| 債務免除益           | 525     | 4,029     |
| 特別損失            |         |           |
| 固定資産除却損         | 6,797   |           |
| 減損損失            | 8,830   |           |
| 移転費用引当金繰入       | 12,000  |           |
| 特別調査費用          | 29,603  | 57,232    |
| 税金等調整前当期純利益     |         | 219,785   |
| 法人税、住民税及び事業税    | 6,993   |           |
| 法人税等調整額         | △41,069 | △34,075   |
| 当期純利益           |         | 253,861   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |         | 253,861   |

# 連結株主資本等変動計算書

(平成27年9月1日から)  
(平成28年8月31日まで)

(単位：千円)

|                               | 株 主 資 本 |         |          |          |         |
|-------------------------------|---------|---------|----------|----------|---------|
|                               | 資 本 金   | 資本剰余金   | 利益剰余金    | 自 己 株 式  | 株主資本合計  |
| 当 期 首 残 高                     | 793,085 | 414,375 | △161,358 | △396,000 | 650,102 |
| 当 期 変 動 額                     |         |         |          |          |         |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益           |         |         | 253,861  |          | 253,861 |
| 自 己 株 式 の 処 分                 |         |         |          | 48,870   | 48,870  |
| 株主資本以外の項目の当期<br>変 動 額 ( 純 額 ) |         |         |          |          |         |
| 当 期 変 動 額 合 計                 | —       | —       | 253,861  | 48,870   | 302,731 |
| 当 期 末 残 高                     | 793,085 | 414,375 | 92,503   | △347,130 | 952,834 |

|                               | 新株予約権 | 純資産合計   |
|-------------------------------|-------|---------|
| 当 期 首 残 高                     | —     | 650,102 |
| 当 期 変 動 額                     |       |         |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益           |       | 253,861 |
| 自 己 株 式 の 処 分                 |       | 48,870  |
| 株主資本以外の項目の当期<br>変 動 額 ( 純 額 ) | 1,044 | 1,044   |
| 当 期 変 動 額 合 計                 | 1,044 | 303,775 |
| 当 期 末 残 高                     | 1,044 | 953,878 |

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### (1) 連結の範囲に関する事項

- ・連結子会社の数 4 社
- ・連結子会社の名称 株式会社 S B Y  
株式会社エコ・ボンズ  
ジー・スリーエコエナジー合同会社  
ジー・スリーエコエナジーツー合同会社

上記のうち、ジー・スリーエコエナジー合同会社、ジー・スリーエコエナジーツー合同会社については、当連結会計年度において新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

#### (2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

#### (3) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

- ・商品及び製品、原材料及び貯蔵品 主として総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。
- ・仕掛販売用不動産 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

主な耐用年数

|           |       |
|-----------|-------|
| 建物及び構築物   | 3～18年 |
| 工具、器具及び備品 | 2～10年 |
| 機械装置及び運搬具 | 17年   |

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

##### ③ 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

##### ④ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権その他これに準ずる債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

移転費用引当金

事務所移転に伴い、今後発生が見込まれる費用について合理的に見積もられる金額を計上しております。

⑤ 重要な資産負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

⑥ のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、原則としてその投資効果の発現すると見積もられる期間(5年)で均等償却することとしております。

⑦ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。),「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。

また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結財務諸表に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前連結会計年度については、連結財務諸表の組替えを行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる連結財務諸表に与える影響額はありません。

(法人税法の改正に伴う減価償却方法の変更)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による影響は軽微であります。

### 3. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度まで「投資その他の資産」の「その他」に含めて表示しておりました「出資金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「出資金」は20千円であります。

前連結会計年度まで区分掲記して表示しておりました「仮払金」(当連結会計年度は、244千円)は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より、流動資産の「その他」に含めて表示しております。

### 4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 72,858千円

(2) 割賦払いによる所有権留保資産

割賦払いにより購入しているため、所有権が留保されている資産及び設備関係未払金残高は次のとおりであります。

① 所有権が留保されている資産

建物及び構築物 2,558千円

機械装置及び運搬具 58,217千円

② 設備関係未払金残高

設備関係未払金(流動負債その他) 3,684千円

長期設備関係未払金 65,002千円

### 5. 連結損益計算書に関する注記

期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切り下げ後の金額であり、たな卸資産評価損22,303千円が売上原価に含まれております。

### 6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当連結会計年度<br>期首の株式数 | 増加株式数 | 減少株式数 | 当連結会計年度末<br>の株式数 |
|-----------|-------------------|-------|-------|------------------|
| 普 通 株 式   | 73,508,601株       | 一株    | 一株    | 73,508,601株      |

(2) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

(3) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当連結会計年度<br>期首の株式数 | 増加株式数 | 減少株式数      | 当連結会計年度末<br>の株式数 |
|-----------|-------------------|-------|------------|------------------|
| 普 通 株 式   | 8,800,000株        | 一株    | 1,086,000株 | 7,714,000株       |

(注) 自己株式の数の減少は、取締役会の決議に基づく第三者割当による自己株式の処分による減少分であります。

## 7. 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を借入により調達しており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

借入金については、主に運転資金及び設備投資資金として調達しており、償還日は最長で決算日後4年であります。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、債権管理規定に従い、営業債権について経営管理本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### ② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、経営管理本部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年8月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)を参照ください。)

(単位：千円)

|                 | 連結貸借対照表<br>計上額 | 時価      | 差額   |
|-----------------|----------------|---------|------|
| (1) 現金及び預金      | 567,948        | 567,948 | —    |
| (2) 受取手形及び売掛金   | 70,699         | 70,699  | —    |
| (3) 未収入金        | 71,306         |         |      |
| 貸倒引当金 (*1)      | △23,959        |         |      |
|                 | 47,347         | 47,347  | —    |
| (4) 前渡金         | 73,774         | 73,774  | —    |
| (5) 長期未収入金      | 9,330          |         |      |
| 貸倒引当金 (*1)      | △54            |         |      |
|                 | 9,275          | 9,301   | 26   |
| 資産計             | 769,045        | 769,071 | 26   |
| (1) 買掛金         | 70,524         | 70,524  | —    |
| (2) 未払金         | 25,746         | 25,746  | —    |
| (3) 前受金         | 158,661        | 158,661 | —    |
| (4) 長期借入金(*2)   | 54,012         | 54,130  | 118  |
| (5) 長期設備未払金(*3) | 68,686         | 68,449  | △237 |
| 負債計             | 377,630        | 377,511 | △119 |

(\*1) 未収入金、長期未収入金に個別に計上している貸倒引当金をそれぞれ控除しております。

(\*2) 長期借入金に係る連結貸借対照表計上額及び時価については、1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(\*3) 長期設備未払金に係る連結貸借対照表計上額及び時価については、設備未払金を含めております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(4) 前渡金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未収入金

未収入金の時価については、個別に信用リスクを見積もった回収見込額等により算定しております。

(5) 長期未収入金

長期未収入金の時価については、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。なお、貸倒引当金控除後の金額を記載しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 前受金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金、(5) 長期設備未払金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入又は割賦取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

| 区分      | 連結貸借対照表計上額 |
|---------|------------|
| 敷金及び保証金 | 78,609     |

敷金及び保証金

敷金及び保証金については、市場価格がなく、預託期間を算定することが困難であることから、キャッシュ・フローを合理的に見積もることができず、時価を算定することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

8. 1 株当たり情報に関する注記

- |                |        |
|----------------|--------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 14円48銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 3円89銭  |

## 9. その他の注記

### 減損損失に関する注記

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

| 用途     | 種類               | 場所    |
|--------|------------------|-------|
| 全社共用資産 | 建物附属設備、工具、器具及び備品 | 東京都港区 |

(減損損失の認識に至った経緯)

本社事務所の建物附属設備及び工具、器具及び備品については、当連結会計年度において、本社移転に伴い、当該資産の帳簿価額を回収可能額まで減少し、当該減少額を減損損失として認識しております。

(減損損失の金額)

| 種類        | 金額      |
|-----------|---------|
| 建物附属設備    | 8,629千円 |
| 工具、器具及び備品 | 201     |

(グルーピングの方法)

当社グループは、主として事業の区分をもとに概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位によって資産のグルーピングを行っております。

(回収可能価額の算定方法等)

本社事務所の建物附属設備及び工具、器具及び備品については、回収可能価額をゼロとして帳簿価額全額を減額しております。

# 貸 借 対 照 表

(平成28年 8 月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目         | 金 額     | 科 目           | 金 額      |
|-------------|---------|---------------|----------|
| (資 産 の 部)   |         | (負 債 の 部)     |          |
| 流 動 資 産     | 598,948 | 流 動 負 債       | 33,604   |
| 現金及び預金      | 289,575 | 買 掛 金         | 34       |
| 受取手形及び売掛金   | 946     | 未 払 金         | 23,864   |
| 前 払 費 用     | 2,912   | 未 払 法 人 税 等   | 3,845    |
| 短 期 貸 付 金   | 95,000  | 設 備 関 係 未 払 金 | 3,684    |
| 未 収 入 金     | 171,545 | 移 転 費 用 引 当 金 | 800      |
| 繰 延 税 金 資 産 | 39,159  | そ の 他         | 1,375    |
| 未収還付法人税等    | 568     | 固 定 負 債       | 74,243   |
| そ の 他       | 4,636   | 繰 延 税 金 負 債   | 9,241    |
| 貸 倒 引 当 金   | △5,395  | 長期設備関係未払金     | 65,002   |
| 固 定 資 産     | 358,042 | 負 債 合 計       | 107,848  |
| 有 形 固 定 資 産 | 61,131  | (純 資 産 の 部)   |          |
| 建物及び構築物     | 2,558   | 株 主 資 本       | 848,097  |
| 工具、器具及び備品   | 356     | 資 本 金         | 793,085  |
| 機械装置及び運搬具   | 58,217  | 資 本 剰 余 金     | 414,375  |
| 無 形 固 定 資 産 | 1,886   | 資 本 準 備 金     | 14,375   |
| ソフトウェア      | 686     | その他資本剰余金      | 400,000  |
| 借 地 権       | 1,200   | 利 益 剰 余 金     | △12,233  |
| 投資その他の資産    | 295,024 | その他利益剰余金      | △12,233  |
| 関係会社株式      | 54,323  | 繰越利益剰余金       | △33,436  |
| 出 資 金       | 200,000 | 特別償却準備金       | 21,203   |
| 長期前払費用      | 3,529   | 自 己 株 式       | △347,130 |
| 敷金及び保証金     | 37,071  | 新 株 予 約 権     | 1,044    |
| 関係会社出資金     | 100     | 純 資 産 合 計     | 849,141  |
| 資 産 合 計     | 956,990 | 負 債 純 資 産 合 計 | 956,990  |

# 損 益 計 算 書

(平成27年9月1日から)  
(平成28年8月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金       | 額       |
|-----------------------|---------|---------|
| 営 業 収 益               |         |         |
| 業 務 受 託 料             | 170,427 |         |
| 売 電 収 入               | 1,710   | 172,137 |
| 営 業 費 用               |         | 163,408 |
| 営 業 利 益               |         | 8,728   |
| 営 業 外 収 益             |         |         |
| 受 取 利 息               | 7,983   |         |
| 貸 倒 引 当 金 戻 入 額       | 1,196   |         |
| 償 却 債 権 取 立 益         | 330     |         |
| そ の 他                 | 6       | 9,515   |
| 営 業 外 費 用             |         |         |
| 支 払 利 息               | 184     |         |
| 支 払 手 数 料             | 5,971   |         |
| 株 式 交 付 費             | 581     |         |
| そ の 他                 | 0       | 6,736   |
| 経 常 利 益               |         | 11,508  |
| 特 別 利 益               |         |         |
| 主要株主株式短期売買利益返還益       | 3,475   | 3,475   |
| 特 別 損 失               |         |         |
| 減 損 損 失               | 8,830   |         |
| 移 転 費 用 引 当 金 繰 入     | 800     | 9,630   |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |         | 5,353   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | △5,361  |         |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △29,917 | △35,279 |
| 当 期 純 利 益             |         | 40,632  |

# 株主資本等変動計算書

(平成27年9月1日から)  
(平成28年8月31日まで)

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本 |            |                     |            |                  |                                  |                  |
|-------------------------|---------|------------|---------------------|------------|------------------|----------------------------------|------------------|
|                         | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金  |                     |            | 利 益 剰 余 金        |                                  |                  |
|                         |         | 資 準<br>備 金 | そ の<br>の 資 剰<br>余 金 | 他 本<br>本 金 | 資 本 剰 余 金 計<br>合 | そ の 他 利 益 剰 余 金<br>繰 越 利 益 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 計<br>合 |
| 当 期 首 残 高               | 793,085 | 14,375     | 400,000             |            | 414,375          | △52,865                          | △52,865          |
| 当 期 変 動 額               |         |            |                     |            |                  |                                  |                  |
| 当 期 純 利 益               |         |            |                     |            |                  | 40,632                           | 40,632           |
| 特別償却準備金の<br>積 立         |         |            |                     |            |                  | △21,203                          | 21,203           |
| 自 己 株 式 の 処 分           |         |            |                     |            |                  |                                  |                  |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) |         |            |                     |            |                  |                                  |                  |
| 当 期 変 動 額 合 計           | —       | —          | —                   | —          | —                | 19,429                           | 21,203           |
| 当 期 末 残 高               | 793,085 | 14,375     | 400,000             |            | 414,375          | △33,436                          | △12,233          |

|                         | 株 主 資 本  |         | 新株予約権 | 純資産合計   |
|-------------------------|----------|---------|-------|---------|
|                         | 自己株式     | 株主資本合計  |       |         |
| 当 期 首 残 高               | △396,000 | 758,595 | —     | 758,595 |
| 当 期 変 動 額               |          |         |       |         |
| 当 期 純 利 益               |          | 40,632  |       | 40,632  |
| 特別償却準備金の<br>積 立         |          | —       |       | —       |
| 自 己 株 式 の 処 分           | 48,870   | 48,870  |       | 48,870  |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) |          |         | 1,044 | 1,044   |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 48,870   | 89,502  | 1,044 | 90,546  |
| 当 期 末 残 高               | △347,130 | 848,097 | 1,044 | 849,141 |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ①有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|           |        |
|-----------|--------|
| 建物        | 10～18年 |
| 工具、器具及び備品 | 5～8年   |
| 機械装置及び運搬具 | 17年    |

##### ②無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

#### (3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

移転費用引当金

事務所移転に伴い、今後発生が見込まれる費用について、合理的に見積もられる金額を計上しております。

#### (4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

### 2. 会計方針の変更に関する注記

#### (法人税法の改正に伴う減価償却方法の変更)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による影響は軽微であります。

### 3. 表示方法の変更に係る注記

(貸借対照表)

前事業年度まで「投資その他の資産」の「その他」に含めて表示しておりました「出資金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しております。

なお、前事業年度の「出資金」は20千円であります。

### 4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 3,231千円

(2) 保証債務

次の関係会社の金融機関からの借入に対し、債務保証を行っております。

株式会社S B Y 54,012千円

(3) 関係会社に対する債権及び債務

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、以下のとおりであります。

短期金銭債権 262,374千円

短期金銭債務 21,630千円

(4) 割賦払いによる所有権留保資産

割賦払いにより購入しているため、所有権が留保されている資産及び設備関係未払金残高は次のとおりであります。

① 所有権が留保されている資産

建物及び構築物 2,558千円

機械装置及び運搬具 58,217千円

② 設備関係未払金残高

設備関係未払金 3,684千円

長期設備関係未払金 65,002千円

### 5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業収益 172,137千円

営業取引以外の取引高 7,966千円

### 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 7,714,000株

## 7. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|              |           |
|--------------|-----------|
| 繰延税金資産（流動）   |           |
| 貸倒引当金        | 1,665千円   |
| 未払事業税        | 854千円     |
| 税務上の繰越欠損金    | 35,332千円  |
| 移転費用引当金      | 246千円     |
| 減損損失         | 2,725千円   |
| 小計           | 40,824千円  |
| 評価性引当額       | △1,665千円  |
| 繰延税金資産（流動）合計 | 39,159千円  |
| 繰延税金資産（固定）   |           |
| 税務上の繰越欠損金    | 3,063千円   |
| 関係会社株式       | 54,213千円  |
| その他          | 333千円     |
| 小計           | 57,610千円  |
| 評価性引当額       | △57,388千円 |
| 繰延税金資産（固定）合計 | 222千円     |
| 繰延税金負債（固定）   |           |
| 特別償却準備金      | △9,463千円  |
| 繰延税金負債（固定）合計 | △9,463千円  |
| 繰延税金資産の純額    | 29,917千円  |

### (2) 法人税等の税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、前事業年度の33.06%から回収又は支払が見込まれる期間が平成28年9月1日から平成30年8月31日までのものは30.86%、平成30年9月1日以降のものについては30.62%にそれぞれ変更されております。

この税率変更による影響は軽微であります。

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 親会社及び法人主要株主等

| 種 類         | 会 社 等 の 名 称 | 議 決 権 等 の 所 有 (被所有)割合 | 関 連 当 事 者 と の 関 係 | 取 引 内 容    | 取 引 金 額 (千円) | 科 目 | 期 末 残 高 (千円) |
|-------------|-------------|-----------------------|-------------------|------------|--------------|-----|--------------|
| 法 人 主 要 株 主 | (株)エスアンドピー  | 被所有 直接 16.45%         | 自己株式の処分           | 自己株式の処分    | 48,870       | —   | —            |
|             |             |                       |                   | 株式短期売買利益返還 | 3,475        |     |              |

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 自己株式の処分価額につきましては、平成27年7月31日付自己株取得により生じた欠損の補填に充てる目的から、取得価額と同額である1株45円と決定しております。
2. 株式短期売買利益の返還につきましては、金融庁により算出された、大株主が当社株式の短期売買を行った際に得るであろう利益の想定金額であります。

### (2) 子会社及び関連会社

| 種 類   | 会 社 等 の 名 称    | 議 決 権 等 の 所 有 (被所有)割合 | 関 連 当 事 者 と の 関 係 | 取 引 内 容    | 取 引 金 額 (千円) | 科 目       | 期 末 残 高 (千円) |
|-------|----------------|-----------------------|-------------------|------------|--------------|-----------|--------------|
| 子 会 社 | 株式会社S B Y      | 所有 直接 100.0%          | 役 員 の 兼 任・管理業務受託  | 経営指導、業務受託等 | 42,606       | 未 収 入 金   | 33,411       |
|       |                |                       |                   | 資金の貸付      | 20,000       | 短期貸付金     | 95,000       |
|       |                |                       |                   | 資金の回収      | 93,456       |           |              |
|       |                |                       |                   | 利息の受取      | 4,891        | —         | —            |
| 子 会 社 | 株式会社エコ・ボ<br>ンズ | 所有 直接 100.0%          | 役 員 の 兼 任・管理業務受託  | 債務保証       | 54,012       | —         | —            |
|       |                |                       |                   | 経営指導、業務受託等 | 127,820      | 未 収 入 金   | 86,762       |
|       |                |                       |                   | 資金の貸付      | 230,000      | —         | —            |
|       |                |                       |                   | 資金の回収      | 580,000      |           |              |
|       |                |                       |                   | 利息の受取      | 3,074        | —         | —            |
|       |                |                       |                   | 固定資産の購入    | 62,994       | 機械装置及び運搬具 | 58,217       |
|       |                |                       |                   |            |              | 建物及び構築物   | 2,558        |
|       |                |                       |                   |            |              | 長期前払費用    | 310          |

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 経営指導料、業務受託料等につきましては、双方協議のうえ合理的に決定しております。
2. 資金の貸付の金利につきましては、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
3. 債務保証につきましては、同社の銀行借入に対して行っております。なお、保証料は受領しておりません。
4. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 12円89銭
- (2) 1株当たり当期純利益 0円70銭

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成28年10月27日

株式会社ジー・スリーホールディングス

取締役会 御中

監査法人ハイビスカス

|         |       |     |                  |
|---------|-------|-----|------------------|
| 指 定 社 員 | 公認会計士 | 阿 部 | 海 輔 <sup>㊞</sup> |
| 業務執行社員  |       |     |                  |
| 指 定 社 員 | 公認会計士 | 高 橋 | 克 幸 <sup>㊞</sup> |
| 業務執行社員  |       |     |                  |

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ジー・スリーホールディングスの平成27年9月1日から平成28年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジー・スリーホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成28年10月27日

株式会社ジー・スリーホールディングス

取締役会 御中

監査法人ハイビスカス

|         |       |     |                  |
|---------|-------|-----|------------------|
| 指 定 社 員 | 公認会計士 | 阿 部 | 海 輔 <sup>①</sup> |
| 業務執行社員  |       |     |                  |
| 指 定 社 員 | 公認会計士 | 高 橋 | 克 幸 <sup>①</sup> |
| 業務執行社員  |       |     |                  |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジー・スリーホールディングスの平成27年9月1日から平成28年8月31日までの第6期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年9月1日から平成28年8月31日までの第6期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人ハイビスカスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人ハイビスカスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年11月2日

株式会社ジー・スリーホールディングス 監査役会

常 勤 監 査 役 水 野 明 男 ㊟

社 外 監 査 役 本 間 周 平 ㊟

社 外 監 査 役 松 本 卓 也 ㊟

社 外 監 査 役 西 澤 拓 哉 ㊟

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- (1) コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るために監査等委員会設置会社へ移行することに伴い、監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の新設、並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除、附則の新設等、所要の変更を行うものであります。
- (2) 本社移転に伴い、定款第3条に定める本店の所在地を変更するものであります。
- (3) 上記条文の新設、変更及び削除に伴う条数の変更、その他所要の変更を行うものであります。
- (4) なお、本定款変更は、本総会終結の時をもって効力が発生するものいたします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分です)

| 現 行 定 款                                                                                             | 変 更 案                                                                                                  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (本店の所在地)<br>第3条 当社は、本店を東京都 <u>港区</u> に置く。                                                           | (本店の所在地)<br>第3条 当社は、本店を東京都 <u>品川区</u> に置く。                                                             |
| (機関)<br>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。<br>(1) 取締役会<br>(2) 監査役<br>(3) <u>監査役会</u><br>(4) <u>会計監査人</u> | (機関)<br>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。<br>(1) 取締役会<br>(2) <u>監査等委員会</u><br>(削除)<br>(3) <u>会計監査人</u>     |
| (員数)<br>第18条 当社の取締役は8名以内とする。<br><br>(新設)                                                            | (員数)<br>第18条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は8名以内とする。<br><u>② 当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。</u>                      |
| (選任方法)<br>第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。<br><br>② (条文省略)<br>③ (条文省略)                                    | (選任方法)<br>第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを <u>区別して</u> 、株主総会の決議によって選任する。<br><br>② (現行どおり)<br>③ (現行どおり) |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                       | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② <u>補欠又は増員により選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> | <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>④ <u>補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> |
| <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除いて、あらかじめ取締役会で定めた<u>代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② 前項の<u>代表取締役</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> | <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除いて、あらかじめ取締役会で定めた<u>取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② 前項の<u>取締役</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>                                                                                                                                                                                                                      |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                       | 変 更 案                                                                                                                                                                                              |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> | <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p>                                                  |
| <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第23条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p>                                                                                        | <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第23条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる</u>取締役の過半数が出席し、<u>その出席</u>取締役の過半数をもって行う。</p>                                                                                                   |
| <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第24条 当社は、取締役会の全員が取締役会の決議事項について書面又は、電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>                | <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第24条 当社は、取締役会の全員が取締役会の決議事項について書面又は、電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>                                                                                     |
| <p>(役付取締役)</p> <p>第25条 代表取締役は、取締役会の決議により若干名を選定する。</p> <p>② 取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>                                  | <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第25条 代表取締役は、取締役会の決議により<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）</u>の中から若干名を選定する。</p> <p>② 取締役会の決議により、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）</u>の中から、取締役会長、取締役社長各1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> |
| <p>(報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>                                                                | <p>(報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p>                                                                   |
| <p>第27条～第28条 （条文省略）</p>                                                                                                                                       | <p>第27条～第28条 （現行どおり）</p>                                                                                                                                                                           |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第 5 章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p>(員数)</p> <p>第29条 <u>当会社の監査役は5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第30条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>② <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第31条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第32条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第33条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第34条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</u></p> | <p>第 5 章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第29条 <u>監査等委員会は、その決議によって監査等委員である取締役の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第30条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開くことができる。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(監査役会の決議方法)</p> <p><u>第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p><u>第36条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項に規定する監査役の損害賠償責任についての損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p><u>第37条～第38条 (条文省略)</u></p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p><u>第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p><u>第40条～第44条 (条文省略)</u></p> <p><u>附則 第20条の規定にかかわらず、平成26年11月27日開催の第4期定時株主総会において選任された取締役の任期は、従前の任期とする。なお、本附則は、該当する取締役の任期満了後、これを削除する。</u></p> <p>(新設)</p> | <p>(監査等委員会の決議方法)</p> <p><u>第31条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その出席監査等委員の過半数をもって行う。</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>第32条～第33条 (現行どおり)</u></p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p><u>第34条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p> <p><u>第35条～第39条 (現行どおり)</u></p> <p>(削除)</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p><u>附則 第6期定時株主総会終結前の監査役(監査役であったものを含む。)の行為に関する会社法第423条第1項に規定する監査役の損害賠償責任についての損害賠償責任を限定する契約については、なお、同定時株主総会の決議による変更前の定款第36条の定めるところによる。</u></p> |

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は、監査等委員会設置会社に移行することとなります。

つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く）4名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                          | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                             | 所有する当社の株式数 |
|-------|---------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | おく だ やす し<br>奥 田 泰 司<br>(昭和40年12月5日生) | 平成19年6月 株式会社GoldenSpoonJapan<br>(現JTコンサルティング) 代表<br>取締役<br><br>平成22年5月 株式会社TMP Asia 代表取締役<br>平成24年6月 株式会社メルボン 代表取締役<br>平成24年12月 株式会社サンライン 取締役<br>平成25年11月 当社 取締役<br>平成26年11月 株式会社エコ・ボンズ 代表取<br>締役<br><br>平成27年9月 株式会社SBY 取締役<br>平成27年9月 当社 代表取締役<br>平成28年1月 当社 取締役社長兼最高事業責<br>任者(COO)(現任) | 一株         |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                        | 略歴、当社における地位及び担当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 所有する当社の株式数 |
|-----------|-----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 2         | なが くら のぶ み<br>長 倉 統 己<br>(昭和42年12月15日生) | <p>平成2年4月 国際証券株式会社(現三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社) 入社</p> <p>平成2年12月 株式会社東邦フーズサービス 代表取締役</p> <p>平成15年12月 オレガ株式会社 代表取締役</p> <p>平成17年10月 オックスキャピタル株式会社 代表取締役</p> <p>平成20年6月 株式会社コネクテクトテクノロジーズ 入社 経営管理部ゼネラルマネージャー</p> <p>平成22年1月 株式会社コネクテクトテクノロジーズ 執行役員最高財務責任者(CFO) 兼経営管理本部長</p> <p>平成22年11月 株式会社コネクテクトテクノロジーズ 取締役最高財務責任者(CFO) 兼経営管理本部長</p> <p>平成23年2月 株式会社ガット(現株式会社SBY) 監査役</p> <p>平成23年5月 株式会社SBY 取締役</p> <p>平成23年6月 株式会社ガット(現株式会社SBY) 取締役</p> <p>平成24年9月 株式会社コネクテクトテクノロジーズ取締役</p> <p>平成24年11月 株式会社SBY 代表取締役 当社 代表取締役社長兼最高経営責任者(CEO)</p> <p>平成26年11月 株式会社エコ・ボンズ 取締役</p> <p>平成27年9月 株式会社SBY 取締役</p> <p>平成28年1月 当社 代表取締役兼最高管理責任者(CFO) (現任)</p> | 100,000株   |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                         | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                             | 所有する当社の株式数 |
|-------|--------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| ※3    | かとう こういち<br>香 藤 紘 一<br>(昭和56年2月27日生) | 平成22年10月 ソーラーフロンティア株式会社<br>入社 社長室スタッフ<br>平成27年6月 同社 グローバル事業本部 プロジェクト開発部主任<br>平成28年6月 株式会社エコ・ボンズ 代表取締役社長(現任)                                               | 一株         |
| ※4    | まつもと たくや<br>松 本 卓 也<br>(昭和54年3月4日生)  | 平成18年10月 弁護士登録(第一東京弁護士会<br>所属) 阿部・井窪・片山法律<br>事務所 入所<br>平成27年6月 日本年金機構における不正アクセスによる情報流出事案検証委員会参与<br>平成27年8月 阿部・井窪・片山法律事務所パートナー(現任)<br>平成28年1月 当社 社外監査役(現任) | 一株         |

※新任取締役候補者

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 松本卓也氏は、社外取締役候補者であります。
3. 松本卓也氏の選任をご承認いただいた場合、当社は同氏を独立役員とする予定であります。
4. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1) 社外取締役候補者とした理由

松本卓也氏は、過去に社外役員になること以外の方法で経営に関与した経験はありませんが、これまで弁護士資格を有する社外監査役として、ガバナンスの強化を踏まえた当社の再発防止策の実施を管理・監督しており、取締役会における的確な発言が認められることから、今後、当社グループの成長戦略を図る上で、同氏の豊富な法的知見を踏まえた助言を実務面でも積極的に取り入れるため、同氏を社外取締役として選任することが望ましいと判断し、取締役候補者とするものであります。同氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって11ヶ月となります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、松本卓也氏が選任された場合、会社法第423条第1項に定める責任について、会社法第425条第1項各号に定める契約を締結する予定であります。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は、監査等委員会設置会社に移行することとなります。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

本議案については、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                       | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                | 所有する当社の株式数 |
|-------|------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| ※1    | なごし ようこ<br>名越陽子<br>(昭和46年12月21日生)  | 平成20年12月 弁護士登録<br>平成21年1月 瀬古健二法律事務所 入所<br>平成23年4月 中京市民法律事務所 入所(在職)<br>平成26年11月 当社 社外取締役<br>平成28年1月 当社 社外取締役会議長(現任)                                                                                                                                                                       | 一株         |
| ※2    | まつ やま しょうじ<br>松山昌司<br>(昭和48年5月4日生) | 平成9年10月 朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人) 入所<br>平成13年4月 公認会計士登録<br>平成18年7月 松山公認会計士事務所開業(現任)<br>平成19年8月 あすなろ監査法人設立 代表社員(現任)<br>平成20年6月 ふらっとホーム株式会社 監査役(現任)<br>平成21年5月 セブンシーズテックワークス株式会社(現株式会社ファステップス) 監査役<br>平成21年6月 セブンシーズホールディングス株式会社 監査役(現任)<br>平成28年1月 当社 社外取締役(現任)<br>平成28年5月 株式会社ファステップス 取締役(現任) | 一株         |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                           | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 所有する当社の株式数 |
|-------|----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| ※ 3   | ほん ま しゅう へい<br>本 間 周 平<br>(昭和36年5月3日生) | <p>平成7年3月 公認会計士登録</p> <p>平成9年10月 太田昭和監査法人(現新日本有限責任監査法人) 国際部マネージャー</p> <p>平成12年7月 有限会社ベストアカウンタンツ設立 代表取締役(現任)</p> <p>平成12年7月 本間公認会計士事務所(現プラス会計事務所) 開業(現任)</p> <p>平成16年4月 株式会社東栄住宅 監査役(現任)</p> <p>平成20年3月 共立パートナーズ株式会社設立 代表取締役(現任)</p> <p>平成25年7月 株式会社東京臨海ホールディングス グループファイナンス運営委員会委員(現任)</p> <p>平成28年1月 当社 社外監査役(現任)</p> | 一株         |

※新任取締役候補者

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 名越陽子氏、松山昌司氏及び本間周平氏は、社外取締役候補者であります。
3. 名越陽子氏、松山昌司氏及び本間周平氏の選任をご承認いただいた場合、当社は各氏を独立役員とする予定であります。
4. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1) 社外取締役候補者とした理由

名越陽子氏は、過去に社外役員になること以外の方法で経営に関与した経験はありませんが、これまで弁護士資格を有する社外取締役及び取締役会議長として、ガバナンスの強化を踏まえた当社の再発防止策の実施の管理・監督、及び適切な取締役会議事進行を実施しており、期待される役割を果たしていると認められることから、監査等委員会設置会社への移行を踏まえ、引き続き同氏は、監査等委員である社外取締役及び取締役会議長として選任することが望ましいと判断し、監査等委員である取締役候補者とするものです。また、平成27年10月26日に受領しました第三者委員会による調査報告に係る当該事実発生予防のため、取締役会議長として、ガバナンスの強化を踏まえた当社の再発防止策の実施の管理・監督、及び適切な取締役会議事進行を実施しております。同氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

松山昌司氏は、これまで公認会計士資格を有する社外取締役として、ガバナンスの強化を踏まえた当社の再発防止策の実施の管理・監督、及び積極的な取締役会における的確な発言等により、期待される役割を果たしていると認められることから、監査等委員会設置会社への移行を踏まえ、引き続き同氏を、監査等委員である社外取締役として選任することが望ましいと判断し、監査等委員である取締役候補者とするものです。また、平成27年10月26日に受領しました第三者委員会による調査報告に係る当該事実発生予防のため、ガバナンスの強化を踏まえた当社の再発防止策の実施の管理・監督、及び的確な発言等を適宜行っております。同氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって11ヶ月となります。

本間周平氏は、これまで公認会計士資格を有する社外監査役として、ガバナンスの強化を踏まえた当社の再発防止策の実施の管理・監督、及び積極的な取締役会における的確な発言が認められることから、監査等委員会設置会社への移行を踏まえ、同氏を、監査等委員である社外取締役として選任することが望ましいと判断し、監査等委員である取締役候補者とするものです。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、名越陽子氏、松山昌司氏及び本間周平氏が選任された場合、各氏との間で、会社法第423条第1項に定める責任について、会社法第425条第1項各号に定める契約を締結する予定であります。

#### **第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件**

本議案は、当社が、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として監査等委員会設置会社に移行することに伴い、現在の取締役の報酬額を廃止し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じです）の報酬額の設定についてお諮りするものであります。

当社の取締役報酬の総額については、平成23年11月29日開催の第1期定時株主総会において、年額200百万円以内（うち社外取締役50百万円以内。ただし、使用人分給与は含まない）としてご承認いただいております。

つきましては、経済情勢その他諸般の事情も考慮の上、取締役に対する報酬の総額を年額300百万円以内（うち社外取締役50百万円以内）といたしたく存じます。

なお、上記取締役の報酬額には使用人兼務取締役の使用人としての職務に関する給与は含まないものといたします。

本議案に係る決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が発生することを条件として生ずるものとし、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は4名（うち、社外取締役の員数は1名）となります。

#### **第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件**

本議案は、当社が、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として監査等委員会設置会社に移行することに伴い、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬額の設定についてお諮りするものであります。

つきましては、経済情勢その他諸般の事情も考慮の上、監査等委員である取締役に対する報酬の総額を年額100百万円以内（うち社外取締役50百万円以内）といたしたく存じます。

なお、本議案に係る決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が発生することを条件として生ずるものとし、第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、本議案に係る取締役報酬の支給対象となる監査等委員である取締役の員数は3名（うち、社外取締役の員数は3名）となります。

## 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

本議案は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役（監査等委員である取締役を除く）と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）に対し、譲渡制限付株式を割り当てる報酬制度として導入するもので、平成28年度税制改正において、法人の役員等による役務提供の対価として一定期間の譲渡制限その他の条件が付されている株式が割り当てられた場合について、役員等における所得税の課税時期、法人における役員等の役務提供に係る費用の損金算入等に関する税制措置が講じられたことを踏まえたものであります。

具体的には、第4号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件」とは別枠で、新たな株式報酬を当社取締役（監査等委員である取締役を除く）に対して支給することといたしたく存じます。

また、本制度の詳細につきましては、下記【本制度の概要等】の枠内で、取締役会にご一任いただきたく存じます。

なお、本議案に係る決議の効力は、監査等委員会設置会社に移行するための第1号議案「定款一部変更の件」の効力が発生することを条件として生ずるものとし、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、本制度の対象となる取締役（監査等委員である取締役を除く）は4名となります。

### 【本制度の概要等】

取締役（監査等委員である取締役を除く）は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

本制度に基づき取締役（監査等委員である取締役を除く）に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額150百万円以内（うち社外取締役は年額25百万円以内）といたします。

各取締役（監査等委員である取締役を除く）への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

また、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は、取締役（監査等委員である取締役を除く）に対して年150万株以内とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引

日の終値)を基礎として本制度に基づき割り当てられた当社の普通株式を引き受ける取締役(特に有利な金額としない範囲にて、取締役会において決定されます。

なお、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と取締役(監査等委員である取締役を除く)との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①取締役(監査等委員である取締役を除く)は、一定期間、当該譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること等が含まれることといたします。

また、本株主総会において、本制度の導入に関する議案につきご承認をいただいた場合、子会社の取締役(当社の取締役を兼任している者を除く)に対しても、同様の譲渡制限付株式を取締役会の決議により発行又は処分することといたします。

## 第7号議案 監査等委員である取締役に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

本議案は、当社の監査等委員である取締役に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、監査等委員である取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の監査等委員である取締役に對し、譲渡制限付株式を割り当てる報酬制度として導入するもので、平成28年度税制改正において、法人の役員等による役務提供の対価として一定期間の譲渡制限その他の条件が付されている株式が割り当てられた場合について、役員等における所得税の課税時期、法人における役員等の役務提供に係る費用の損金算入等に関する税制措置が講じられたことを踏まえたものであります。

具体的には、第5号議案「監査等委員である取締役の報酬額設定の件」とは別枠で、新たな株式報酬を当社監査等委員である取締役に對して支給することとしたしく存じます。

また、本制度の詳細につきましては、下記【本制度の概要等】の枠内で、監査等委員である取締役の協議にご一任いただきたく存じます。

なお、本議案に係る決議の効力は、監査等委員会設置会社に移行するための第1号議案「定款一部変更の件」の効力が発生することを条件として生ずるものとし、第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、本制度の対象となる監査等委員である取締役は3名となります。

### 【本制度の概要等】

監査等委員である取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

本制度に基づき監査等委員である取締役に對して支給する金銭報酬債権の総額は、年額50百万円以内（うち社外取締役は年額25百万円以内）といたします。

各監査等委員である取締役への具体的な支給時期及び配分については、監査等委員である取締役の協議において決定いたします。

また、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は、監査等委員である取締役に對して年50万株以内とし、その1株当たりの払込金額は、各監査等委員である取締役協議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として本制度に基づき割り当てられた当社の普通株式を引き受ける監査等委員である取締役に特に有利な金額とならない範囲にて、監査等委員である取締役の協議において決定されます。

なお、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と監査等委員である取締役との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①監査等委員である取締役は、一定期間、当該譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること等が含まれることといたします。

以上

メ 毛

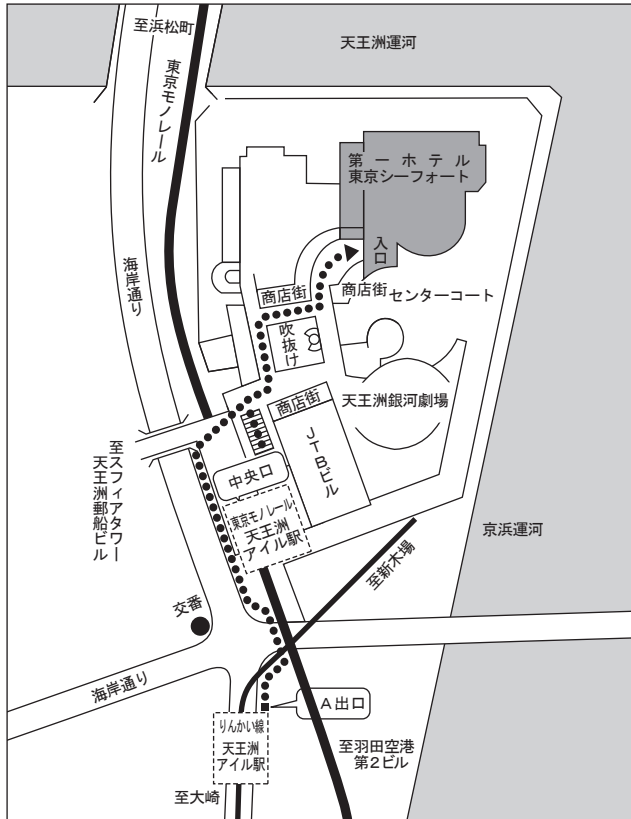
[illegible]

## 株主総会会場ご案内図

会場 東京都品川区東品川二丁目3番15号  
第一ホテル東京シーフォート  
3階「ハーバーサーカス」宴会場

交通 ・東京モノレール 天王洲アイル駅（中央口）より直結  
・りんかい線 天王洲アイル駅（出口A）より徒歩約4分  
（ご注意）

東京モノレールの空港快速は天王洲アイル駅には停車しませんので、ご注意ください。



(お願い)

会場近辺の道路は大変混雑することがありますので、お車でのご来場は、お控えいただきますようお願い申し上げます。